

妊婦のための支援給付事業のご案内

榛東村では、国が創設した「子ども・子育て支援法」に基づき、「妊婦のための支援給付」を令和7年4月1日から開始します。また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、安心して出産子育てができるように継続的に相談支援を行う「妊婦等包括的相談支援」を行います。

	1回目の給付	2回目の給付
対象者	令和7年4月1日以降に、榛東村に住所を有し、妊娠している方 ※出産応援給付金を申請済の方は除く	
給付額	妊婦1人につき5万円	胎児1人につき5万円
申請受付期間	妊娠が確定した日より2年間 ※胎児の心拍が確認された日が令和7年3月31日以前の場合は、令和7年4月1日から2年間	出産予定日の8週間前の日（死産・流産した時はその日）より2年間
申請の流れ	<u>妊娠届出時の面談後</u> 、申請書をお渡しします（郵送または窓口）。	<u>赤ちゃん訪問^{*1}での面談後</u> 、申請書をお渡しします（郵送または窓口）。 ※8か月頃の電話相談時に、2回目の支給を希望することもできます。
申請に必要な書類	① 榛東村妊婦のための支援給付申請書 ② 本人確認書類の写し（マイナンバーカード等） ③ 振込先口座を確認できる書類の写し（通帳の表紙を開いた1～2ページ目（見開き）をコピーしたもの） ※妊婦ご本人名義の口座に限ります。	

※1 赤ちゃん訪問：助産師または保健師がご自宅を訪問します。

※令和7年4月1日以降に、流産・死産・人工妊娠中絶等を経験した方も、対象となります。

注意事項

- ・申請書に不備があった場合は、申請を受理することができませんので、ご注意ください。
- ・給付にあたり、他の市町村で、同一の対象者の妊婦のための支援給付金の給付を受けていない旨の申告、関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意が必要となります。同意がない場合には、給付金を給付することができませんので、ご了承ください。
- ・この申請について保健相談センターからご連絡する場合があります。

○問い合わせ・返信先
榛東村保健相談センター
住所：〒370-3503 榛東村新井 793-2
TEL：0279-70-8052